

監査公表第3号

定期監査結果の公表について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査を、糸魚川市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表します。

令和8年2月19日

糸魚川市監査委員 渡 邊 勇
糸魚川市監査委員 松 尾 徹 郎

- | | |
|-----------|---|
| 1 監査の種類 | 定期監査 |
| 2 監査の対象 | こども教育課、環境生活課、生涯学習課、福祉事務所 |
| 3 監査の着眼点 | 財務に関する事務の執行（収入事務、支出事務、契約事務、補助金事務）が関係法規に適合し、正確で、かつ適切に行われているかどうかを主眼として実施した。 |
| 4 監査の実施内容 | 令和7年度（一部は6年度を含む。）の財務に関する事務の執行について、提出された帳簿及び関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して行った。 |
| 5 監査の日程 | 令和8年1月26日、令和8年1月27日 |
| 6 監査の実施場所 | 糸魚川市役所 204会議室 |
| 7 監査の結果 | おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、関係所属長に留意又は改善を促した。 |

監 査 対 象 一 覧

課名（実施日）	主な調査事項
こども教育課 （１月２６日）	・ 通級指導教室費の支出事務 ・ 中学校教育振興事業の支出事務 ・ 中学校学力向上支援事業の支出事務 ・ 課所管自動車の管理事務 ・ 令和６年度定期監査結果に対する措置状況
環境生活課 （１月２６日）	・ 空き家等対策事業の支出事務 ・ 新エネルギー導入支援事業の支出事務 ・ し尿処理施設管理運営費の支出事務 ・ 課所管自動車の管理事務 ・ 令和６年度定期監査結果に対する措置状況
福祉事務所 （１月２７日）	・ ビーチホールまがたま使用料の収入事務 ・ 地域活動支援センター事業の支出事務 ・ 敬老祝品給付事業の支出事務 ・ 総合事業利用者負担金の収入事務（介護保険事業特別会計） ・ 課所管自動車の管理事務 ・ 令和６年度定期監査結果に対する措置状況
生涯学習課 （１月２７日）	・ 体育施設使用料の収入事務 ・ スポーツ事業参加負担金の収入事務 ・ 公民館管理運営費（糸魚川）の支出事務 ・ スポーツ推進事業の支出事務 ・ 課所管自動車の管理事務 ・ 令和６年度定期監査結果に対する措置状況